診療報酬明細書
（医科入院外）

平成　31 年　4 月分　県番：　医コ：

1 医科	1 社保	1 単独	6 家外

ー		ー	
公負①		公受①	
公負②		公受②	

保険者番号		給付割合	
記号・番号			

区分		特記事項	保険医療機関の所在地及び名称
氏名	2女　3昭　36.11.　生		
職務上の事由			

傷病名	(1) 高血圧症	診療開始日	(1) 平 20.03.14	転帰	診療実日数 保険 1 日 / 公① 日 / 公② 日

1 1	初診	× 回	
1 2 再診	再診	73 × 1 回	73
	外来管理加算	52 × 1 回	52
	時間外	× 回	
	休日	× 回	
	深夜	× 回	
1 3	医学管理	235	
1 4 在宅	往診	回	
	夜間	回	
	深夜・緊急	回	
	在宅患者訪問診療	回	
	その他		
	薬剤		
2 0 投	21 内服 薬剤	単位	
	調剤	回	
	22 屯服 薬剤	単位	
	23 外用 薬剤	単位	
6 0 検査 病理	検査	回	
	薬剤		
7 0 画像 診断	画像診断	回	
	薬剤		
8 0 他	その他	2 回	134
	薬剤		

(12)	*	再診料	
		明細書等発行体制等加算	73 × 1
	*	外来管理加算	52 × 1
(13)	*	薬剤情報提供料	10 × 1
	*	特定疾患療養管理料(診療所)	225 × 1
(80)	*	処方箋料(その他)	68 × 1
	*	特定疾患処方管理加算2(処方箋料)	66 × 1

療養の給付	請求点	※決定点	一部負担金額 円
保険	494		
公①			
公②			

※高額療養費 円　※公費負担点数① 点　※公費負担点数② 点

薬剤情報提供料については、平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」の別表第一に「保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付した患者については、算定しない。」と示されています。

【告示　平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号】

別表第一（抜粋）
医科診療報酬点数表
第2章　特掲診療料
第1部　医学管理等
B011-3　薬剤情報提供料　10点
注1　入院中の患者以外の患者に対して、処方した薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供した場合に、月1回に限り（処方の内容に変更があった場合は、その都度）算定する。
2　（略）
3　保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付した患者については、算定しない。

本事例については、処方箋料（その他）に対して薬剤情報提供料が算定されています。
当該提供料は、「B011-3　薬剤情報提供料の注3」に示されているとおり、処方箋を交付した患者については算定できませんので、ご留意願います。